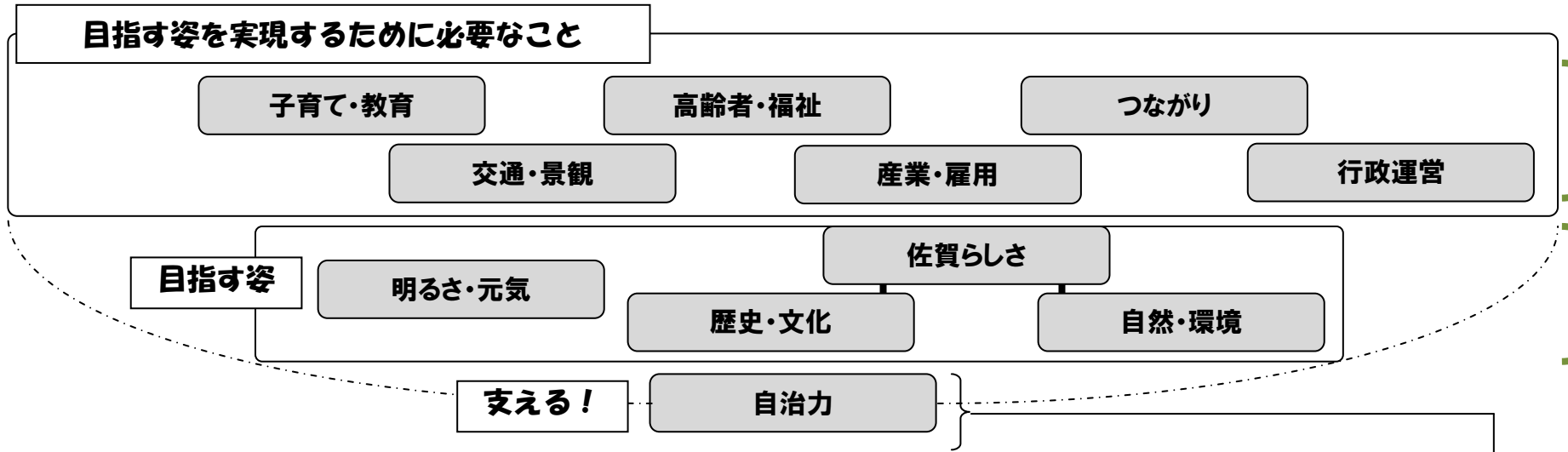


■第5回自治基本条例検討会議資料（「第1回から第3回のまとめ」と「前文案（たたき台）など」）

第1回 佐賀市がこんなまちになったらいいな



第2回 佐賀市自治基本条例に大切なこと

**前提条件（地方分権と公共性）**

- 自治基本条例の背景（地方分権）
  - ・地方分権改革。地域のことは地域が決める。
  - ・自治基本条例が、政治的、社会的、経済的状況変化を背景にしていると実感した
- 公共性とは（市民としての3つの顔）
  - ・市民としての3つの顔 1. 私的領域、 2. 公的領域、 3. 協働の領域
  - ・私的・公的の間の中間領域について自治基本条例がどのような規定を置くことができるか考えさせられた
  - ・ごみ処理（ごみ屋敷）の問題など、個人的な難しさ ・騒音（近所迷惑）の問題 ・親との同居率の低下

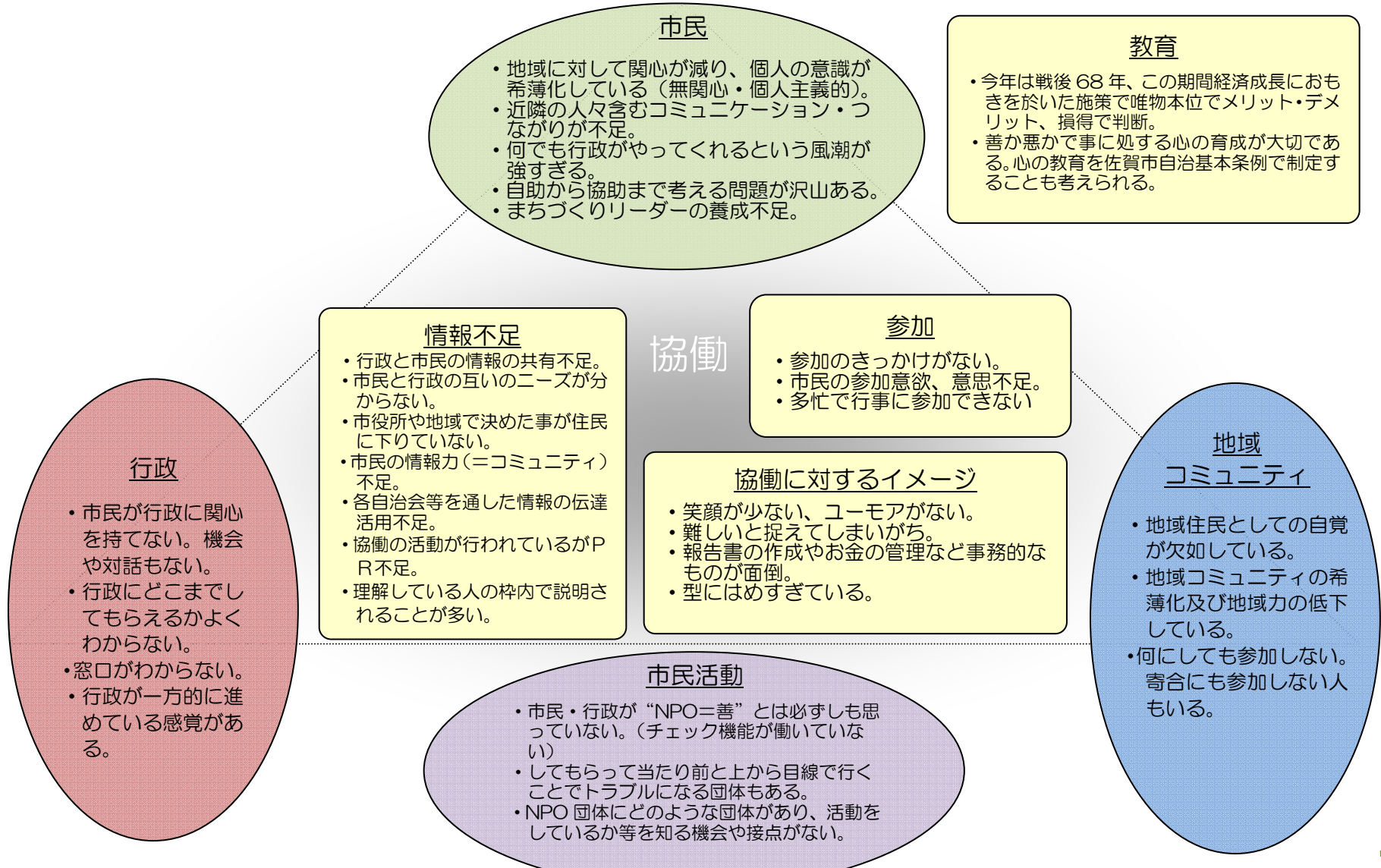
**自分たちでまちを治める**

- 自分たちでまちを治める
  - ・自分たちでまちを治める（ワクワク感がある）
  - ・市民が連帯して動く必要性を感じられた
  - ・他人任せにするのではなく、参加する
  - ・行政に全てを任せることから卒業して自分達ができることを率先して行動していく
  - ・治者と被治者の自同性の再確認
- ・“行わせる”から“行う”
- ・自分たちでまちを治めること
- ・私達一人一人が住みやすい街にできるのだ

**協働のまちづくりと役割分担**

- 市民の役割
  - ・市民としてのルールを守る
  - ・主権在民一責任在民
  - ・常にアンテナを出しておく
  - ・公共市民とは？
- 行政、議会の役割
  - ・自治体の在り方
  - ・政府をうまく動かす手とは？
  - ・議会—住民—行政の在り方
  - ・決定の場ではない（最後の議会）
- 協働のまちづくり
  - ・担う心
  - ・連帯
  - ・相互尊重が軸（協働の前提として）
  - ・協働
  - ・各人の意見の調和を図る
- 地域コミュニティ
  - ・地域のことは地域で決める
  - ・心許せる地域をつくる
  - ・地域力
  - ・地域コミュニケーションの在り方

第3回 協働のまちづくりの問題点



前文案（たたき台）

佐賀市は、脊振山系の山々や森林、有明海、佐賀平野に広がる田園地帯といった肥沃で豊かな自然に恵まれ、古くから肥前の国の中心として栄えてきた歴史と多様な文化に育まれたまちです。

先人が守り、育て、今に伝えてきた、佐賀らしい自然、歴史、文化をさらに磨き上げ、未来を担う子どもたちへと引き継いでいくことは今を生きるわたしたちの使命です。佐賀市で学び、働き、暮らす誰もが、人とのつながりや温かさを感じながら、安心して心豊かに生活できる“やさしさと活力にあふれるまち”として、住み続けたい、誇りに思えるまちを目指します。

地域の課題や価値観が多様化する中、わたしたちは「自分たちのまちは自分たちで治める」という自治の主体として、また市政の主権者としての役割を自覚し、まちづくりに関わっていかなくてはなりません。

わたしたち一人ひとりが、市政や市民活動、地域コミュニティに関心を持ち、市民と市民、市民と行政の対話を通して、情報を共有し、お互いの立場を認め合い、協働によるまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

第4回 まちづくり宣言

佐賀市民は教育（人財育成）をすすめます！

佐賀市民は主体的にまちづくりをすすめます！

佐賀市民は市民としての役割を果たします！

佐賀市民は協働のまちづくりを進めます！

佐賀市民は協働のまちづくりのルールをつくれます！

目的案（たたき台）

（目的）

この条例は、佐賀市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに行政の役割及び責務等を明確にするとともに、市政運営に関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、安心して暮らし続けられる地域社会を実現することを目的とする。

○以下の項目については次回以降に議論

佐賀市民は様々な人とコミュニケーションをとります！

佐賀市民は基本的人権を尊重します！

佐賀市民は市民活動に参加します！

佐賀市民は無関心を脱します！

佐賀市民は情報を共有し、発信します！

第6回 検討会議（WS）  
「まちづくりと役割分担①」  
・市民、行政、（議会）の役割

第7回 検討会議（WS）  
「まちづくりと役割分担②」  
・市民、行政、（議会）の役割

第8回 検討会議（WS）  
「まちづくりと役割分担③」  
・その他（事業所、市民活動団体等）の役割

※ “やさしさと活力にあふれるまち” について

- ・第1次佐賀市総合計画では、平成26年の佐賀市の将来像を、“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」と定めています。
- ・総合計画は市役所の「行政経営の指針」であるとともに、市民のみなさんと理念を共有する「まちづくりの指針」です。将来像の実現に向けて取り組む施策、事業を記載しています。（平成18年策定、平成22年中間見直し）